

令和2年度
東京都人権プラザ指定管理者評価委員会
議事録

令和2年7月28日（火）
東京都庁第二本庁舎10階205会議室

午前 9 時 57 分開会

○川那子課長 定刻より少し前でございますが、皆さんおそろいですので、ただいまから「令和 2 年度東京都人権プラザ指定管理者評価委員会」を開催させていただきます。

私は、当委員会の事務局を務めます、東京都総務局人権部人権施策推進課長の川那子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の評価委員会では、令和元年度の指定管理者の管理運営状況について御審議いただきます。長時間の会議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、審議、議事録は原則として公開することとなっておりますので、御了解いただきますようお願いいたします。

それでは、会議に先立ちましてお手元の資料の確認をさせていただきます。

令和 2 年度指定管理者評価委員会会議次第の下に、本委員会の委員名簿、その下に各資料を御用意しております。

資料名を申し上げますので、御確認ください。

資料 1 「指定管理者による管理運営状況評価制度について」。

資料 2 「東京都人権プラザの概要及び令和元年度管理運営状況」。

資料 3 「所管局による一次評価」。

資料 4 「東京都人権プラザ評価委員会による二次評価（案）」。

参考資料として、別つづりで次の資料を御用意してございます。

参考資料 1 「東京都人権プラザ指定管理者評価委員会設置要綱」。

参考資料 2 「東京都人権プラザ指定管理者管理運営状況評価結果」、こちらは平成 28 年度から平成 30 年度までおつけしてございます。

参考資料 3 「東京都指定管理者管理運営状況評価に関する指針」、こちらは 5 ページまでです。

参考資料 4 「令和元年度事業実績」。

参考資料 5 「公益財団法人東京都人権啓発センターが実施する主な事業区分（令和元年度）」でございます。

さらに、二次評価案の参考として、別つづりで資料や写真を御用意してございます。

こちらの根拠資料は委員会終了後に回収いたしますので、資料は机上に置いたままで御退席くださいますようお願いいたします。

また、令和元年度に実施した各種事業のチラシをその下に、東京都人権プラザ及び公益財団法人東京都人権啓発センターのリーフレットも併せて置いてございます。

資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、次の議事です。「2 あいさつ」、東京都総務局人権部長の堀越から御挨拶を申し上げます。

よろしく申し上げます。

○堀越部長 人権部長の堀越でございます。

委員の皆様、大変お忙しい中、本日は御出席いただきましてありがとうございます。

また、日頃より都の人権施策に御協力、御理解を頂きまして重ねて御礼申し上げます。

本日は、東京都人権プラザの評価ということでお集まりいただきましたが、既に御案内のこととは思いますが、東京都人権プラザでは指定管理者制度を導入しておりまして、東京都の政策連携団体である公益財団法人東京都人権啓発センターが指定管理者として管理運営をしております。平成30年度から10年間の指定をしているところでございます。

指定管理者制度は、民間事業者等のノウハウを活用することによりまして、住民サービスの質の向上を図り、施設の設置目的を効果的に達成することを目的としております。

本日、二次評価を行っていただきます指定管理者の管理運営状況の評価は、管理運営状況を厳正に評価するとともに、指定管理者の新たな取組や努力している部分などを正しく評価することで、指定管理者がサービス改善に向けた意欲を高めていくことも目的としております。

人権プラザの管理運営が、より適正かつ効果的に行われますよう、忌憚のない御意見と専門的な立場からの客観的な評価を頂戴できればと存じます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○川那子課長 では、「3 委員紹介」に移ります。

委員の皆様を御紹介いたします。

東京都総務局総務部長の小平委員でございます。

東京都教育庁人権教育調整担当課長の石黒委員でございます。

弁護士の高田委員でございます。

公認会計士の金子委員でございます。

筑波大学名誉教授の菱山委員でございます。

では、ここで本委員会の役割について確認させていただきます。

本委員会は、東京都人権プラザを管理する指定管理者の管理運営状況について、総合的かつ客観的に評価していただくために開催するものでございます。

評価していただくのは、年間を通じた管理運営状況ということで、今回は令和元年度の管理運営状況が対象となります。

委員の構成は、都庁内の委員2名、外部委員である学識経験者3名から構成されており、委員長は総務局総務部長を充てることとなっております。

なお、本委員会の定足数は委員の過半数の出席かつ外部委員の過半数の出席が必要となりますが、委員全員御出席いただいておりますので定足数を満たしておりますこと、御報告させていただきます。

ここから先の会議進行につきまして、小平委員長をお願いいたします。

それでは、小平委員長、お願いいたします。

○小平委員長 改めまして、東京都総務局総務部長の小平でございます。よろしく願いいたします。

本設置要綱によりまして、当委員会の委員長を務めさせていただきたいと思っております。委員の皆様方の御協力の下に円滑な議事運営に努め、東京都人権プラザの指定管理者でございます公益財団法人東京都人権啓発センターの管理運営状況につきまして、適切な評価を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして、会議を進行してまいりたいと思っております。

まず、指定管理者の評価制度、東京都人権プラザの概要、一次評価の結果について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○川那子課長 まず、東京都における指定管理者の評価制度について御説明いたします。資料1を御覧ください。

「1 制度の目的」は、指定管理者制度を導入した施設の管理運営状況について、第三者の視点を含めた評価を実施し、都民サービスの一層の向上を図っていくこととございます。

「2 評価の流れ」でございますが、手続の流れは、まず一次評価として所管局による客観的評価を実施し、次に二次評価として評価委員会による専門的な評価を実施いたします。その結果に基づき、所管局による総合評価を決定し、指定管理者に評価結果を通知するとともに公表いたします。

「3 一次評価（所管局による客観的評価）」でございます。一次評価では施設の設置目的などを踏まえて確認項目を設定してございます。各項目について、報告書、ヒアリングなどの結果を踏まえ、果たすべき業務の水準の達成状況を2点から0点までの3段階で評価いたします。各確認項目の得点の合計点に基づき、一次評価をS、A、B、Cの4段階で決定いたします。

2ページを御覧ください。「4 二次評価（評価委員会における専門的な評価）」のところでございます。本委員会の二次評価では、一次評価の内容を踏まえ、管理運営状況や事業効果、その他について専門的な評価を行います。委員会においては、所管局に対して、指定管理者のサービス水準の向上などについて助言もできることとなっております。

また、東京都人権プラザは指定管理者として公益財団法人東京都人権啓発センターを特命選定してございます。指定管理者を特命選定した施設については、一次評価で分析した特命要件継続の状況について二次評価において報告することとなっております。

特に、東京都政策連携団体を特命選定した施設については、特命要件継続の有無について二次評価においても明確化し分析することとされております。

最後に、本委員会として二次評価をS、A、B、Cの4段階で決定いたします。

以上です。

次に、資料2を御覧ください。東京都人権プラザの概要について御説明いたします。

左側「1 設置根拠」、東京都人権プラザ条例に基づき、都が人権啓発の拠点として平成14年に設置してございます。

「3 施設の概要」につきましては、こちらに記載のとおりでございます。

「4 指定管理の実施」につきましてでございますが、指定期間は平成30年4月1日から令和10年3月31日までの10年間で、今回、評価の対象となるのは平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年分でございます。

施設の概要につきましては以上で、令和元年度の管理運営状況について御説明いたします。5番のところです。

管理運営状況としては5に記載のとおり、施設・設備の保守点検や、施設の補修・修繕を実施してございます。

運営状況につきましては「6 令和元年度の主な運営状況」を御覧ください。

令和元年度の展示室と図書資料室の年間利用者数は合計9,927人でございます。

「(2) 展示事業」として、常設展示・クローズアップの展示の運営のほか、企画展を4回実施してございます。

右側に移ります。

「(3) 図書資料等の閲覧・貸出」でございますが、貸出数は図書資料、DVD等でございますが、それぞれ1,618冊、353本でございます。

「(4) 図書資料室関連事業」を3回行っております。図書資料室で所蔵している図書や絵本を活用し読み聞かせなどを行う事業で、図書資料室の利用促進を目的として実施してございます。

「(5) 人権問題都民講座(全6回)」でございますが、第1回の「いのちをつなぐ 若年世代の自殺対策」ほか、6回を企画してございます。各回において講座の内容に合わせたフォローアップ事業を実施してございます。具体的には、専門員による関連課題の解説などがございます。第6回につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止してございます。

「(6) 人権啓発指導者養成セミナー」でございます。こちらは、学校、企業における指導者の養成を目的としたセミナーを1回ずつ開催してございます。

「(7) 子供人権教室」でございます。2回実施してございます。主に小中学生を対象としたワークショップ形式の人権教室でございます。第2回につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止としてございます。

「(8) 人権学習会」、こちらは学校や自治体等からの依頼に応じて展示物の解説等を行う人権学習会でございますが、合計164団体に対して実施してございます。

「(9) 人権相談」でございます。人権相談事業として、人権に関する一般相談、法律相談及び「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談を実施してございます。相談件数の合計は1,192件でございます。

東京都人権プラザの概要及び管理運営状況の説明は以上です。

なお、事業の概要及び各種事業のチラシを参考資料として置いてございますので、御参照ください。

これらの管理状況や、報告書、ヒアリングなどの結果を踏まえ、所管局により一次評価

を実施しております。

資料3を御覧ください。1ページでございます。

まず表頭に「大項目」「管理状況」、それから「中項目」を設けてございます。「管理状況」「適切な管理の履行」、それから「確認項目」「評価水準」「配点」「評価」となっております。全ては御説明できませんので、主立ったところを御説明させていただきたいと考えております。

まず1ページ、「適切な管理の履行」のところでございますが、項目3番「人材育成の取組」のところ、1つ目のポツのところですが、平成30年4月に策定した人材育成の基本理念である「人材育成方針」に基づき、啓発事業の中核を担う常勤契約職員及び専門員（非常勤職員）の人材育成に努めております。

このページは以上です。

続いて2ページを、御覧ください。

「法令等の遵守」のところでございますが、こちらにつきましては個人情報保護の取組や情報公開について、方針や要綱等を定めて適切に対応していると評価しております。個人情報の漏えい事故はございません。

8番を御覧ください。「各種法令等の遵守」のところでございます。

1つ目のポツのところですが、令和元年度にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの取組を推進しております。

また、2つ目のポツですが、人権プラザの事業遂行に関わる労働関係、契約関係等の各種法令を確認しながら遵守した上で適切な事業実施に取り組んでおります。

3つ目のポツですが、ビル共用部利用時のルールや資源ごみの分別方法を周知するなど、職員のコンプライアンス意識向上に努めてございます。

続いて、3ページを御覧ください。「安全性の確保」のところでございます。

項目12番、「施設・設備の安全性の確保」のところでございます。

2つ目のポツのところですが、令和元年度は来客者の転倒防止策として、スロープのカーペットに「スロープ注意」の表示を施しております。

13番「防災への配慮」のところでございます。

2つ目のポツのところ、台風等により交通機関への影響が予想される場合の臨時休館対応について検討を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年3月3日から3月31日まで臨時休館するなど利用者の安全確保に取り組んでおります。

また、組織行動マニュアルも改訂しております。

続いて「適正な財務・財産管理」のところでございます。

17番「収支状況」でございます。令和元年度の収入済額は1億1059万1000円、自己収支比率は60.32%で、前年度対比97.7%でございます。求められる水準は対前年度比90%超でございますが、指定管理者の評価の手引により達成率がおおむね90%以上110%以下の場

合が水準どおりの評価となります。求められる水準である対平成30年度比90%から110%に収まっているので、ここでは水準どおりとして評価1点としてございます。

4 ページを御覧ください。ここから大項目「事業効果」に移ります。

「事業実施・利用の状況」のところでございます。

21番「利用者数」のところでございますが、令和元年度の展示室と図書資料室の利用者数の合計は9,927人で、対前年度比103.6%でございます。指定管理者の評価の手引により、水準に対する達成率がおおむね110%以上の場合に、「水準を上回る」評価をするものとされており、水準を超えているので上回るとして2点のところにおを付してございます。

22番「人権相談の実施状況」でございます。

こちらにつきましては、前述のとおり新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年3月3日から3月31日まで臨時休館としましたが、相談の受付方法の検討を行い、一般相談は電話・メール・手紙、法律相談は電話、つまり、対面をしない方法で受け付けることで相談事業を継続させてございます。

4 ページは以上です。

5 ページを御覧ください。

23番の「指定管理者による提案事業等の実施」のところでございますが、こちらは上から説明を申し上げますが、学校、自治体等からの依頼に応じて展示物の解説等を行う人権学習会を合計164団体、平成30年度の126団体を大きく上回る数の団体に対して実施してございます。

企画展示では、熊本地震の際に校舎を避難所として開放し、障害者を受け入れた熊本学園大学の取組を紹介する展示など、全3回を実施してございます。

また、子供の自殺が多いとされる8月下旬には、いじめ等により亡くなった子供たちのメッセージ展を行い、命と子供の人権について考える機会を提供してございます。

次のポツのところですが、セミナールームでは若年世代の自殺対策や働くことと差別の問題等、様々な観点から人権について考える都民講座を6回企画して実施としては5回でございます。参加者数は653名でございます。

子供人権教室として、夏休みの自由研究としても活用できる子供の権利条約をテーマとした体験型ワークショップ等、全2回を企画し子供たちに親しんでもらえるよう工夫しました。参加者数は58名でございます。

さらに、指導者養成セミナーとして、人権教育に携わる教員等を対象にした人権教育の方法論を学ぶ講座等を全2回開催してございます。参加者数は159名でございます。

下から2つ目のポツのところですが、図書資料室につきましては、絵本専門士によるお話を計3回実施し、図書資料室の利用を促進いたしました。参加者数は47名です。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、第6回都民講座、企画展の第3期附帯事業第3回、それから第2回子供人権教室は中止としてございます。

次に6 ページを御覧ください。「サービス内容の向上」です。

25番「事業実施におけるサービス」でございます。一番上のポツのところですが、各事業においては、参加者の要望に応じて手話通訳や点字レジュメ等の作成等を手配しているところでございますが、新たにヒアリンググループを購入しセミナールームで実施する講座等の際は、ヒアリンググループ席を設けることで情報保障をさらに充実させてございます。

このページは以上です。

7ページを御覧ください。

28番「利用促進への取組」でございます。

一番下のポツのところですが、英語、中国語に加えて新たに韓国語のプラザリーフレットを作成するなど多言語対応を強化させてございます。

次に、8ページを御覧ください。

配点が2倍の2項目についてでございます。

32番「都の政策と連動した事業の実施」でございます。東京2020大会を控え、「人権連続講座2020 ～オリンピック・パラリンピックに向けて～」として、オリンピック・パラリンピックと社会との関わりや、そのレガシー等について人権の観点から考える全6回の人権連続講座など、スポーツと人権に係る様々な講座を企画、実施しております。

33番「都の実実施策への協力」でございますが、都民講座やメッセージ展等において、テーマに関連する施策を担当している都各局と連携し、相互にチラシやリーフレットの配布を行ってございます。

以上の各項目の合計点ですが、左の下に書いてございます。合計点は、36点でございます。

S、A、B、Cの4段階評価のうちのBに該当いたします。

また、その上でございますが、「特記事項」「要改善事項」は特にございません。

最後に確認事項でございますが、9ページを御覧ください。

先ほどの手引では、指定管理者の財務状況及び特命要件の継続について確認することとされてございます。

まず、「指定管理者の財務状況」については、財政状態や経営状況について問題ないとしてございます。

次に、「特命要件の継続」についてでございますが、1点目として、都が設置した監理団体であり、都が指導監督を行っているため、事業の中立性・公正性が担保されております。監理団体という名称は、現在は東京都政策連携団体に変更されております。2点目として、理事会や評議員会の構成員は幅広い分野から選出されており、様々な人権課題に対応できます。

3点目として、東京都人権施策推進指針に掲げる人権課題全般にわたる活動実績及び人権相談業務実績を有します。

4点目として、人権啓発センターは人権プラザの指定管理を続けており、人権プラザの管理運営事業に良好な実績があります。

以上から、人権啓発センターを指定管理者として特命選定する状況が継続しているということを判断してございます。

所管局の一次評価の結果は、以上でございます。

○小平委員長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの報告につきまして、御質問、御意見などありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○菱山委員 この資料はセンターのほうで、こちらがプラザのほうですね。前にもちょっと話したかとは思のですが、もちろんこういうものに載せる必要はないとは思いますが、たしかセンターでは理事会と参与というのがあったのかなと思うのですが、どうなっていましたか。

○川那子課長 理事会と評議員会です。

○菱山委員 評議員会ですか。

○川那子課長 はい。

○菱山委員 理事会が、どういう議事をやっておられるのかについて知りたいと前にお話はしていたのですが、それはもう非公開ということでしょうか。

○川那子課長 特に非公開ということではございません。

○菱山委員 そうですか。

やはりセンターとして理事会でどういうふうに議論されているのか知りたいと思っています。きちんと議論などをやっておられるかどうかは、その組織なり団体の理事会の議事が一つの重要な指標になると思うのです。今日はなくとも結構ですが、やはりこういう委員会のときには、理事会でどのような話し合いがなされているのかについて、お聞きしたいですね。

特に、評議員会でしたか。そちらのことは何も分からない。昔は、評議員会の委員の一覧表というのが必ず載っていましたが、何年か前からか評議員会の一覧表も会議には出てきたことがないと思います。

そういうことは、個人情報の保護法に則ってそうになっているのかなと思ってはいますが、企画とかこちらの委員会での評価について、評議員会でも議論されているのでしょうか。

○小平委員長 何かございますか。

○川那子課長 公益財団法人として理事会と評議員会を設けて、そこで1年間に定期を3回やっております。まず、年度1回目が夏ぐらいに前年度の事業実績の報告と決算の承認です。それから、場合によっては委員の交代等があればその委員の承認をすることもやっております。その後は、10月ぐらいに次年度の計画についての承認をするための理事会なり評議員会を行っております。

○菱山委員 理事会で次年度の計画等の承認ということですね。

そこで、理事会においてどのような議論がなされているのかについてはこの資料ではわ

かりませんね。

ほかの団体やセンターなどでも聞いてみると、理事会ではあまり議論もなく、はい、分かりました、で終わり、という場合もあるようですね。そんなことでいいのかなと思ってしまいます。

特にセンターにプラザの管理をお任せするわけですから、やはり理事会がどのように対応されているのか、理事会として前向きにやっておられるとは思いますが、その辺りがよく分からないものですから、資料など少しきちんとできるように要望をしたいということです。

それから、評議員会のほうはどうなのでしょう。

○川那子課長 同じように理事会で意思決定をして、それを評議員会で最終的に決定する、承認するという形です。

○菱山委員 ですから、評議員会と理事会は具体的にどうなっているわけですか。議論やら何やら必要ないのなら、別に評議員会なんて要らないのではないかと思います。

○川那子課長 人権部の私どもも特にメンバーでもないのですが、事務方として陪席はさせていただいておりますし、きちんと議論がなされていますし、本当に活発に理事の先生も評議員の先生も御発言なさっておりますので、それを踏まえて事業に反映します。

○菱山委員 もちろん、活発にやっておられるのでしようけれども、こちら側では中身が何にも分からないので。

○高田委員 議事録はあるのですか。

○川那子課長 はい。

○高田委員 菱山先生は、昨年も同様のことを仰っていて、恐らく従前から仰っているのだと思いますが、それに対して、毎回、恐らくお答えがないのだと思いますので、まずは理事会の構成員なり評議員会の構成員なりのお名前が公表できるのかという点と、議事録をこの場で資料として提供いただけるのかどうかを明らかにして頂きたい。昨年も同じことを仰っていて、多分議事録にも載っていると思います。

結局、毎年同じことを言って改善されなければ、この場も形骸化することになると思うので、やはりその辺は毎回、回答を頂く必要があると思います。頂いた資料を基に私たちも評価するしかないので、資料がない以上、判断材料がなく、良いのだから悪いのだから結局は評価できないということになってしまう。やはり資料を頂かない限りは検討できないので、少なくとも今の2点について、資料として提供いただけるのかどうかの回答は、これが終わったらいただければと思います。お願いいたします。

○川那子課長 はい。

今、ちょっと確認したところ、人権啓発センターのホームページでは、議事の要旨と委員の名前につきましては公表されております。ですので、ここでもし参考資料として出すということであればお出しすることはできます。

もし、今の委員がどんな方かということであれば、理事と評議員の名簿はあります。

○菱山委員 そうですね。

ちょっとだけ、どういう方がやっておられるのか。

○川那子課長 今の理事の方は、東京人権啓発企業連絡会という民間企業の人権に関する連絡会がございますが、その理事長の方です。岩根孝尚さん。

横浜国立大学大学院の教授、江原由美子先生。

東京商工会議所の総務統括部長、大下英和さん。

センターの理事長である、三枝健二理事長。

東京外国語大学大学院教授の友常勉先生。

公益財団法人人権啓発センターの専務理事である、村岡教昭さん。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社東京本部執行役員副本部長の矢島洋子さんでございます。

それから、評議員につきましては、公認会計士の秋山正明先生。

弁護士、法務省の人権擁護委員でいらっしゃる安部陽一郎先生。

弁護士の江上千恵子先生。

作家、評論家の川元祥一先生。

中央大学法科大学院教授、北村泰三先生。

日本放送協会広報局視聴者部副部長の後藤千恵先生。

東京都立大学客員教授、武蔵野大学客員教授の舛本直文先生。

各界の専門家の方に御着任いただいております。

以上です。

○菱山委員 評議員の先生方も昔、私が見たときからするとほとんど入れ替わってしまっていて、少し名前が分かる方もおられますね。以前はこちらにセンターの方が来られて、センターの説明をされ、質疑応答がありました。違いましたか。

○川那子課長 ちょっと、そうですね。昔は。

○菱山委員 まあいいです。

そのときにセンターのほうでどういうことをしておられるかということで、たしか説明があったような気がします。そのときに今と同じような質問をしましても、何か非常にはっきりしなかったということが前にあって、何となく引っかかっていた。その辺りがある程度はっきりしてこないと、なかなか管理者指定がよろしいと言ってしまっているのかどうか。もちろん、プラザはあれだけの内容と設備ですし、あれだけのスタッフがおられる、素晴らしい施設ですから、プラザの運営や企画、統括などをさらにレベルアップしていくには、センター側の理事会とか評議員会も、相当しっかりきちんとやっていただくということです。

まあそういうことで、問題提起ということで結構です。

○小平委員長 どうぞ。

○石黒委員 今回の菱山先生の御質問の補足というか、質問の意図というのは、要はセンタ

一の理事会とか評議員会で、一応ここは人権プラザの指定管理者の評価ということですので、この理事会とか評議員会で事業の運営とか経営状況とかの改善に向けてどういう議論があつて、具体的にどういう改善がされたか、そこら辺を御説明いただきたいという趣旨なのかなと思うのです。

○菱山委員 そういうことです。

○石黒委員 一応、一次評価で書いてある中にももしかしたらそれがあるのかもしれないですけども、その辺で具体的な事例で幾つか御紹介いただければ分かりやすいのかなという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○小平委員長 いかがですか。

○川那子課長 今回の指定管理者として行っている中の管理状況につきましては、法令等やその規則に従って行っていますということでございますけれども、事業効果のほうにつきまして、事業を実施するのは事務局が勝手にやっているわけでも、我々が勝手にやっているわけでもなく、もちろん意思決定としては理事会に諮った上で承認をされ、それをさらに評議員会に報告して御了解いただいているものでございます。今、お話ししたとおりの利用者が上がっているとか、相談の件数がありきちんと行っていることもそうですが、一次評価の資料で申しますと5ページのところに書いてございます「指定管理者による提案事業等の実施」ということでございますと、人権啓発センターが提案して自分たちが管理者として実施しているこちらの事業につきましては、そうした先生方の理事会や評価委員の先生方の御意見も取り入れた上で実施をしているところでございますので、ここで新しく取り組んでいることにつきましては、そうした内部の意思決定を踏まえて実施がされていると御理解いただければありがたく存じます。

○菱山委員 ですから、管理の中核ともいえる理事会でどういう意見が出ているのかということを知っていれば、こちらの委員会で議論をするのに便利かなと思ったということです。先ほどからの説明ですと制度どおりにやっているので問題ないとの回答でしたが、制度どおりやっているなんて話は当たり前じゃないですか。だから、内容、中身を聞いているわけでしょう。

いいです。終わります。次に行ってください。

○高田委員 やはり、議事録を見せていただくのが、実際に動いているかどうかが一番分かるのではないですか。

理事会がしっかり活動している、意思決定をしているということがある程度目に見えれば、こちらとしても適切にやっているのだなということが判断できます。この一次評価では要するに現場の声が書いてあるだけです。これは評価ではないと思うのです。昨年まではここは評価ではなかったのです。ですので、議事録がこちらとしては一番把握しやすいものだと思います。

○小平委員長 どうですか。資料の取扱いについて、今後は調整の上、対応していただくということはどうでしょうか。

○高田委員 資料のお話が出たので。この場で資料を頂いて、例えば貸借対照表をこの場で議論しながらチェックするという事は到底できません。昨年も思ったのですけれども、資料を予めいただけないと評価が十分にできません。今回、コンプライアンス委員会ができたようですが、その中身はどうなのか、どういう構成なのかということが全く分かりませんでした。ただ、今日、コンプライアンス設置要綱があるということを知りまして、その中身についても今日知りました。資料の取扱いですが、私たちは氏名が公開されており、当然責任は負っていますので、資料を漏らしてはいけないということは重々承知しています。一筆書かせるのもいいですが、その上で事前に配布いただいて、確認しない限り、正直評価ができません。

この委員会の開催中に資料を全部見て、しかも貸借対照表なり計算表等を見て昨年以降どうなっているのか、昨年この評価委員会でお話したことがある程度は反映されているかなど、そういうものを見る余裕は全くないので、これらの資料は予めいただかなければ私は適正な評価はできないのではないかと思います。そこは御検討いただかないと評価の実を伴わないと思います。

もし、持ち出すことができない資料があれば、事前に開示する期間などを設けるなりして確認しないと、都民からは評価過程が見えないので、我々も決まったものに判を押しているだけというか、形骸化したものではないかと都民に思われてしまってもやむを得ないと思うのです。議事録は全部公開されていますけれども、どの程度の時間をかけて資料を吟味しているのかというのは分かりませんよね。ですから、これらの資料は、この評価委員会に先立って見せていただいて、検討させていただく時間はぜひ必要だと思いますので、そこは来年度から御検討をお願いしたいと思います。

○堀越部長 大変失礼いたしました。

先生方の検討に必要な資料は、当然、私どもとしては事前に十分コミュニケーションを取っているつもりではいましたが、確かに今日突然出した資料もあるということですので、もう少し、そういう意味ではそこも形式的にならずに、事前に先生方それぞれとやり取りをした上で、こういう資料が見たいということであればその時点で御提供をするなりして、この場できちんと評価いただけるように今後改善できるところはしていきたいと思っております。

○高田委員 いただいたメールには、確かに必要な資料があったら御連絡くださいと書いてありましたが、こちらとしてはどんな資料があるか分からない。

○堀越部長 何があるか分からないですものね。

○高田委員 ここに上がっている資料は、やはり少なからずお出しいただく必要がある。従前準備されているものはあまり変わらないではないですが、新しい資料については、やはりこの場で出す御用意がある、出す必要があると判断されたものについては、こちらが求めなくても評価の資料になりますので、それを積極的に出していただく必要があると思います。コミュニケーションをするのではなく、付属資料、参考資料として先生方にお送

りする必要があると思います。

○堀越部長 はい。それは基本的にそうです。失礼いたしました。

必要な資料を出すのももちろんですし、先ほど菱山委員からあったような個別に何かあれば、それにも対応はしていきたいと思いますので、今回は当日になってしまいましたが、次回からそこは改善したいと思います。

○菱山委員 ありがとうございます。

○高田委員 よろしくお願ひします。

○小平委員長 よろしくお願ひします。

ほかにはいかがでしょうか。

○菱山委員 一次評価などの件も含めて、全部ひっくるめての質問でよろしいわけですか。

○小平委員長 二次評価については、これから審議の時間を設けさせていただきます。

○菱山委員 一次評価等についてです。

○小平委員長 どうぞ。

○菱山委員 配点につきましてですが、ちょっと私の理解が至らないのですが、配点は1だけけれども、評価点は2と。

○小平委員長 御説明でよろしいのですか。

○菱山委員 これはどうなっているのか。私の勘違いかとは思いますが、よく理解できないところがあるということです。

○小平委員長 どうぞ。

○川那子課長 すみません。冒頭ちょっと御説明したつもりでございましたが、申し訳ございません。

○菱山委員 よく理解できずすみません。

○川那子課長 この表で言いますと、一番上に「評価」、表頭のところですが、おっしゃるとおり配点は基本的には掛ける1です。都の施策に協力しているところについて、この項目については倍にしましょうということでございます、32番と33番は都の施策と連動した事業の実施、あるいは都の実施施策への協力ということで貢献度を評価して、その2つの項目については配点を倍にしますと。

○菱山委員 分かりました。その説明は聞きましたが、その後単純にそういうふうには訂正されていないので、そうしたら掛ける1ではなくて掛ける2ではないでしょうか。

○川那子課長 あとは評価のところでは水準を上回る場合は2点、おおむね水準どおりのときは1点、水準を下回る場合は0点でございます。ですので、おおむね水準どおり1点というところで真ん中に○がついていることが、今年度の評価につきましては大体多いです。

ですので、仮にこの1点ずつで言えば1点なのですが、今、言ったとおり都の施策に協力している32番、33番につきましては、おおむね水準どおりの実施ですので評価としては1点なのですが、配点が倍になりますから2点になりますよと。

○菱山委員 分かりました。しかし、その説明がどこに書いてあるのですか。配点はこう

であるが実際の点数はこうしますということはどこに書いてあるのですか。それは口頭での説明であるということですね。

○川那子課長 資料1を御覧いただきますと、「3 一次評価(所管局による客観的評価)」で、今の私の御説明のことが記載してございます。

○菱山委員 資料1。

○川那子課長 はい。資料1「指定管理者による管理運営状況評価制度について」でございます。

○菱山委員 ありがとうございます。では、この配点というのは、掛ける1というのは関係ないということですよ。資料3では配点というのがありますが。

○川那子課長 はい。

○菱山委員 そこで、掛ける1とか掛ける2とか書いてあるのですが、この資料1からすればこれは関係ないと思ったほうが良いということですよ。私はそれで勘違いしていました。すみません。

○川那子課長 関係ないとおっしゃるのがよく分からないのです。

○菱山委員 そうですか。

○川那子課長 この配点を2倍するか1倍するかということで記載しているところがございます。

○菱山委員 そうすると、配点が例えば2の場合、掛ける2だと4点になることもあると。

○川那子課長 そうです。

○菱山委員 今、聞いて初めて分かりました。そういうことが配点という意味ですね。分かりました。そういうことがちょっと分からなかったもので。分かりました。

ともかく採点表の構成がわかりにくいですね。

○小平委員長 ほかはいかがでしょうか。

○高田委員 昨年もちよっと言わせていただいたのですけれども、資料2の運営状況の6の年間利用者数が、展示室入場者数と図書資料室利用者数の合計と利用者合計が合わないのです。それは他に何かあるのですか。恐らくセミナールームの利用、イベント参加者だと思うのですが、それは書いた方が良くと思います。他は何だろうと必ず疑問に思いますので。人権プラザを利用された人数をどのように計算しているのかということが分かるように、学習会とかそういうことですよ。その人数を、その他をつけてもいいですから、ちゃんと合計が1万5868人になるようにした区分けをした方が良くと思います。

同様に、一次評価というか実績だと思うのですが、21も利用者数にイベント数を加えていないですよ。何をもって利用者としているかということです。イベント数も入れるのであれば、利用者という項目でありますので、この1万5868人が利用者だということであれば、ここにもセミナールーム利用者、学習会等の人数も加えるべきかと思いますが、いかがでしょうか。

○川那子課長 この資料上、表が突合していないということが一番の不信の原因かと思

ますので、それは突合するような表記に改めるように検討いたします。

○高田委員 昨年もお話ししましたので、その辺も実施していただいた方がよろしいかと思えます。

○小平委員長 どうぞ。

○石黒委員 今の利用者数のところで、令和元年度の数字のことですけれども、このプラザは3月3日から新型コロナの関係で臨時休館をされたということで、その間はもちろん利用者がなかったので、3月の数がほとんど入っていない。それでも、これだけの人数になったということがわかるように休館期間を明記しておいたほうがいいと思えます。この103%という数字だけをもって、2にするというのは、わかりにくいと思えます。例年の3月の人数がどのくらいか教えていただければありがたいです。

○小平委員長 どうぞ。

○川那子課長 まず、評価の点を2にしていることにつきましては、基準が前年度の90%でございますので、そこから割り返して計算してみるとこの103.6%ということで、要するに水準を上回っている形になりますので、この数字をもってしても評価としては2点になります。

それから、今、お尋ねの人数につきましてでございますが、令和元年度3月は6人です。

○石黒委員 元年度の3月のほとんどは臨時休館だったから6人だと思えるのですけれども、お尋ねしているのは、過去の3月、例えば平成30年度とか平成29年度の3月の数字です。

○川那子課長 平成30年度は3月が1,214人でございます。

○石黒委員 3月は平均して1,000人以上いらっしゃるということですか。

○川那子課長 いや、平成29年度は359人でございます。

今の平成29年度と平成30年度の2か年を平均すると786.5人でございます。

○小平委員長 よろしいですか。

○石黒委員 3月は、通常700人以上の方が利用されるということもあるので、表記として臨時休館期間を記載したほうが、これを見た人が分かりやすいかと思えます。

もう一点、その下に書いてある相談について、臨時休館中も、相談の受付方法の検討を行って継続させたということなのですが、実際どのくらいの件数が休館中もあったのでしょうか。

○川那子課長 相談件数。

○石黒委員 はい。

○高田委員 休館中ということですよ。

○石黒委員 そうです。

○高田委員 私もそれは知りたいです。

○川那子課長 すみません。お待たせしました。

休館期間の1日、2日を除く3月の一般相談につきましては、86件です。

○小平委員長 よろしいですか。

○石黒委員 はい。

○小平委員長 ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○菱山委員 相談業務というのは法律が変わったりで、同和問題に関してはさらなる相談業務を続けるようにというのはありましたけれども、もちろん人権全般において相談業務というのは非常に重要だと思うわけです。

では、具体的に一番多かった相談内容というのはどんな内容だったのでしょうか。

○堀越部長 お手元の参考資料一覧の中の参考資料4に「令和元年度事業実績」があるのですけれども、下に通しでページが振ってあると思いますけれども、17ページのところに相談の内容別などを記載しております。

○菱山委員 分かりました。

障害者の方が、非常に相談が多いのですね。件数でいうと128件。

場所によって違うのですが、人権相談以外の法律相談で何が一番多いのか聞いたらよくあるのは遺産相続の兄弟げんかとか言っていました。人権相談では障害者が多いというデータですが、どういう内容かまではちょっと分からないということですね。

プラザには表の外からよく見える場所に、展示物としてパラリンピックのときに使用する競走用の車いすが置いてありますね。

○堀越部長 車椅子。

○菱山委員 あれを見ると、皆さん「おお」という感じで見ますね。障害者の方の相談が非常に多いというのは、ある意味でそういうことも関係してくるのでしょうか。あのような展示物はなかなかインパクトがあるのだなと思っています。

そうした展示物と、この障害者の方の相談が連動しているかどうかは分かりませんが、障害者の方の相談というのはこれまでに比べてみると、こちらのプラザでは増えているような気がします。以前のプラザは同和対策が中心で、その後人権問題として内容拡張がなされ、障害者に関してのいろいろな展示物もそのころにもありましたが、新しいプラザでは、施設や展示物のさらなる拡張もあり、やはりそれだけの効果が相談の増加にも現れてきているように思います。

そうすると、それに対応できる方、相談できる方ですね。相談対応のスタッフの方々の研修・教育がどのようになされているのか、という課題があります。きちんと対応されているのかということをお聞きしましたが、「やっています」という話であって、あまり具体的な内容は見えなかった。しかし、新しいプラザの施設内容からすれば、相談業務もさらに増えると思います。プラザの評価は高くなっていくと思います。もちろん管理・運営主体がそれなりの力を発揮すればですが。私は、プラザの立地や施設、運営内容などからしまして、非常にプラスの面が多いと思っています。

相談業務はそれぐらいにしまして、次の質問に行ってもよろしいですか。

○小平委員長 はい。どうぞ。

○菱山委員 今のは質問というよりコメントだけで終わりにしておきます。

次に、またこれに引っかかって申し訳ないのですが、一次評価の8ページ目です。具体的な評価点は1点ということになりますよね。それが、掛ける2だから2点ということですか。

○川那子課長 はい。

○菱山委員 そうすると、この表が分かりにくいのですが、これは2点に○をしているわけではなくて、実際には2点であるということですか。

○川那子課長 さようでございます。

○菱山委員 だから、配点は2倍にするので、1点だから実際には2点である。

○川那子課長 さようでございます。

○菱山委員 そうすると、よく分からないのですけれども、どういう意味があるのですか。平均的だと1点ですよ。

○堀越部長 要は、この2つの項目は重要なのでウェートを高くというか、2倍にしている、水準どおりだと、ほかの項目の場合は水準どおりは1点で掛ける1だから1点のままなのですけれども、重要な項目なので標準どおりでも掛ける2にして2点になる。

○菱山委員 そういう意味ですか。なるほど。

○堀越部長 項目によって、ここだけ重要なので配点を高くしているということで、そういう仕組みになっているのです。分かりにくくてすみません。

○菱山委員 そういうことなのですね。

だから、実質点数ではないということですよ。実質点数は頭の中で掛け算してくださいと。すみません。私はそこでこんがらがっていて。そういう意味ですね。実質は重要項目で、その中で標準に行っているので2点であるということ。分かりました。それでないと、割合プラス評価なのに何で1点なのだろうかと。

大体わかりました。

○高田委員 すみません。相談のことでちょっと関連してお伺いしたいのですけれども、運営状況の相談の内訳ですが、メールの件数が66件とありまして、昨年38件だったので、やはりメールは簡便なので、増えてくるのではないかと思うのです。

昨年、他の先生から、個人情報の管理は大丈夫なのかという御質問があったときに、個人情報保護方針と情報公開要綱で管理をしているという趣旨の回答があり、私は事後的に情報公開要綱はお送りいただいて確認しました。しかし、eメールに関する個人情報に関して取り決めがされているかどうかは確認ができませんでした。個人情報保護方針というものは、センター独自のものですよね。

○川那子課長 はい。人権啓発センターのものです。

○高田委員 そこにeメールでの相談をするに当たっての対応等が盛り込まれているのですか。eメールでの相談の取扱いについての方針といいますか、確かeメールでの相談は、昨年実施を始めたのですよね。

○川那子課長 「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談については一昨年度からということなのですが、一般相談についてeメールで受け付けているというのはちょっといつからかは確認ができませんけれども、昨年度からではなくそれ以前から行っております。

今、御質問は法令の基準がどうなっているかということだと思っております。

○高田委員 「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談というのは、従前から行われていた。eメールではなく。

○川那子課長 一般相談の方法として、eメールというのは昨年度からではないです。前からあります。

○高田委員 前から実施していた。

○川那子課長 はい。

○高田委員 その個人情報の取扱い、要するにネット上だと今もいろいろ問題がありますがけれども、情報が漏えいするとかいろいろな危険があるので、その辺の補完はされているのか、取扱いの方針が定められているのかというのは、この個人情報保護方針にあるのですか。

○川那子課長 そうです。一次評価の資料の5番の「個人情報保護の取組」というところに書いてございます個人情報保護方針を定めて対応しているということと、情報保護に必要な措置を講じているということ。それから、個人情報保護マニュアルを作成して研修も行って適切に努めておりますということですね。

○高田委員 その中に、メールの取扱いについての規定はありますか。

○川那子課長 メールについて。取得した個人情報については不正アクセス、紛失、改ざん、破損及び漏えい等のリスクを認識し、安全管理のため必要かつ適切な措置を講じますと。

○高田委員 とりわけインターネット、要するにメールでの相談に関する取り決めは特にないということですね。

○川那子課長 個人情報保護マニュアルというのもあります。

○高田委員 マニュアル。

○川那子課長 はい。

○高田委員 この場ではあれなので、いずれも資料として後でお送りいただけますか。方針とマニュアルということですか。

○川那子課長 はい。

○小平委員長 よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

金子委員。

○金子委員 この団体の事業の内容を見ますと、都からの補助金と都からの指定管理の収入で全体の収入の92%ぐらいを占めています。そのお金で実際、事業実施をしていて、最

最終的には人権関係の啓発等々の公益的な事業に全部使われているのだと思います。

私もこういう、ほぼ100%に近く都で丸抱えの指定管理の評価というのは初めてなのですけれども、こうした事業を実施していた場合に指定管理で実施している部分と補助金で実施している事業は、参考資料5で区分されて表示されているのですけれども、最終的な効果が出てくる部分というのは重なってしまうのではないかなと思います。

この今回の一次評価の「事業効果」の評価項目で利用者数からずっと延々あるのですがけれども、この項目立てについて「指定管理として実施する事業」という形で参考資料5に示されている区分もあるので、この区分に従って項目立てをしたほうが分かりやすいのではないのかなと。

そうしないと、もしかしたら補助金で実施している事業を、指定管理のほうで評価してしまっている可能性もあるのかなと疑義が生じてしまうのではないのでしょうか。補助事業との区分が見えないので、その辺を工夫なさったらいかがかなと思います。これがまず1点です。

次に、この団体の会計書類についてです。正味財産の増減計算などを見ますと、昨年度の正味財産の増減計算で一般の正味財産の増加額は、最終的には180万円ぐらいしかありません。

今回のコロナの関係でこういう箱物、拠点型の情報発信等々しているものというのは、一つ大きな転換期を迎えると思います。今からもう二十何年前にパラダイムの転換がよく議論になりましたけれども、それがここで起きる可能性があります。そうすると、今まで行っていたものの延長線上で来年、再来年、ずっと将来があるのではないと思うのですね。

今回、これも驚いたのですけれども、指定管理期間が10年もある形で運営されているのですけれども、そうした場合に、やはり10年後を見据えて指定管理をしてもらわないといけないと思います。そうすると、大きく情報発信の形が変わるのであれば、それに備えてお金をためておかなければいけないと思うのです。

ですから、そういう部分で今だと正味財産がいっぱいいっぱい投資する余力がこの団体にあるように見えない部分があるので、節約するというわけではないのですけれども、一生懸命、将来に向けての事業計画を10年後に向けてしっかり立てて資金配分をして、多分大きく変えるための投資にお金がかかると思いますので、そこら辺のところを準備されるようによく調整をされたほうがいいのではないかなと思います。

以上です。

○小平委員長 2点、御指摘がありましたけれども、よろしいですか。

○川那子課長 ありがとうございます。

○小平委員長 どうぞ。

○菱山委員 金子委員のおっしゃっているお話は前からちょっといろいろそこに難しい点があって、人権啓発センターで独自の何か事業をやってそれで費用的な蓄積ができるかという、なかなか難しいですね。そこはどうなのでしょう。

要するに、人権啓発センターが人権プラザを管理するという形になっていると思うのですが、人権啓発センター自身もほとんどが補助金で運営せざるを得ない。独自の費用はどのくらいでしたか。前にもちょっと聞いたように思うのですが、覚えていません。

プラザは当然、東京都の施設で、全部補助金でやるのは当たり前ですが、それを管理しているセンターの独自費用というのは何パーセントくらいでしたか。

○金子委員 今の、私のほうで拾った数字からすると、この団体の都以外の2%の収入の内訳というのは研修事業が1400万円余ですね。あとは、本当は財団なので運用益がなければいけないのですが、今は金利がほとんどつかないので運用益が出ませんので、都からの収入以外の部分というのは1500万円余くらいしかないという形です。

この施設を指定管理にしているというのは、都だと1年ごとの予算管理で、なかなか長期的な視点で事業ができないので、民間的な発想を取り入れて事業の効果的な実施を期待しているからだと思うのです。ですから、今回の場合、10年という長い指定管理期間で設定をされていますので、そこら辺を踏まえて10年後の未来を見据えた事業展開を団体のほうで考えていただくということだと思うのです。

ですから、将来の事業展開のための投資資金として、収支差額でどんどんこのセンターのほうにお金たまっていってもいいと思うのです。それは、将来のこういうインターネットを使った情報発信とか、そのほかのもっと革新的な啓発事業の実施とか何かというものをやりますということで、それをどんどん出してもらおうというのがこの指定管理の事業効果を上げていく仕組みの狙いだと思いますので、これまでの事業を淡々とこなすというだけでは、やはり進歩がないのかなと思います。

○小平委員長 はい。

○菱山委員 そこがえらく難しいところかなと。この人権啓発センター自身の費用というのが、相当分が東京都のほうから補填されているのではなかったのですか。独自で持っているのですか。

○堀越部長 独自の収入は、先ほど金子先生にも言っていたのですが、研修講師の派遣というのを有料でやっています、それはセンターの独自事業なので、その収入はセンターの収入になりますけれども、大部分は今日議論していただいている指定管理料とそれ以外にも補助金でやっている事業が幾つかあるので、都からの指定管理料と都からの補助金で収入はほとんどです。

○菱山委員 それでやっているのが、ある意味では実質なのでしょうね。

そうすると、単年度予算になってくるので、そこから蓄積というか貯金は可能なのでしょうか。

○金子委員 実際に、単年度で見ても正味財産増減を計算している内訳書までつけてくれているので、それで見ただけであれば分かるのですが、建物の維持管理の部分として収益は3400万円あって、そこから実際の経費を差し引いて1200万円くらい利益が出ています。その1200万円で公益事業をやっていますよという収支尻になっています。

だから、この1200万円浮いたというのが、指定管理したことの事業効果と言えるでしょう。そのお金で公益事業をしましたというのが、この団体の一生懸命頑張った点だと言えます。

○菱山委員 そこもまたよく分からなくて、前からそのところも明確にすべきではないかと思っていました。要するに、センターのいろいろな事業ということと、プラザそのものを動かしていくための費用といいますか、私が経理的なことにあまり詳しくないので申し訳ないのですが、なかなかそこが難しい話なのかなと。

指定管理者の仕組みになったのも、もともとのいきさつとしては行政改革の一環みたいなものなのでしょうか。行政の効率化とかできるだけ外部にいろいろ発注をして活性化と財政の効率化を図るといようなところからそういう話が来たのだらうと思うのです。

そういう意味ではセンターの運用費とプラザの運用費との関係の中で、うまくそういう費用が蓄積できて、それが10年後により効果のあるすばらしい啓発のものに利用できればいいのですが、そういう先の大きなプランなどはほとんど聞いたことがないというか、ちょっと私では分かりません。

預金できている部分、何か説明はありましたか。さっきおっしゃっていた1200万円ぐらい。

○金子委員 ですから、1200万円の多くを自主事業に充当しているので、この団体の去年の収支尻は120万円しか最終的に残っていないのです。

○菱山委員 ということになっているのですか。

○金子委員 使い切ってしまうわけですね。

ですから、使い切るといのは役所がやっている単年度予算管理と同じ発想です。あと、補助金をもらう団体の特性で補助金は全部使い切る。それでは、単年度管理だからです。一方、指定管理という形でお金を入れている場合に、10年指定管理するのであれば10年間分お金を払うという約束をしているわけですから、10年分の予算をプールした形で団体として民間の発想で投資するものは投資していただくこと、将来に向けてこういうものが必要だと思ったのであれば、それを事業として立てていただくということも必要だと思います。

指定管理者制度が発展していくためには、団体側の創意工夫による新しい事業効果の生み出しというものが必要なのだと思います。

○菱山委員 最近、国のほうなどでもプロポーザルで3年計画とか5年計画とかいうようなものもありますね。このプラザなどでは次年度どうしますかという話ですけれども、3年後どうする5年後どうするという話はあまり聞いたことがないので、これはやはり単年度予算の影響かと思っています。ちょっとよろしいですか。

○小平委員長 どうぞ。

○菱山委員 最後の話になりますが、3年計画とか5年計画とか、そんな話は出たことはありましたか。

○堀越部長 現時点ではそういうのは特に、そういう計画をしっかりとやっていくということはないのですけれども、今、金子先生からも御指摘があったので、確かにそういう視点で考えていく必要があるのかなと。私たちはそういう意味で、この政策連携団体を指導するという立場もありますので、そういうところも含めてしっかり指導していくポイントになるのかなと思います。

○菱山委員 何年前かに、この委員会が以前のプラザでやっていた最後のときかと思うのですが。東京都は東京都として人権の体系性を持っているわけですよね。そういう体系から今後どういう計画を考えておられるのか、グランドフレームみたいなものを説明してくださいと質問したことがあります。そういうことも考えていただければと思います。

○小平委員長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

どうぞ。

○高田委員 今回の一次評価について、「評価理由」と書かれているところは、昨年までは「実績」と書かれていたと思います。どちらかという現場の報告という認識で、今回もそういう印象で私は読んでいたのですけれども、ここが今度は「評価理由」になったということなのでしょう。

評価の方針が変わりましたよね。それに伴ってこの記載が変わったということはあるのですか。

○川那子課長 この表の「評価」の下に書いてある「評価理由」という文言が、昨年度は実績だった。

○高田委員 そうですね。「評価理由」はまた別に表がありまして、それぞれの評価とコメントがありました。評価とコメントは別にあった方がいいのかなと思います。

○川那子課長 これは行政改革推進部の定められた評価に基づいてやっております。

○堀越部長 東京都で指定管理というのをいろいろな施設がやっています、みんな同じ評価制度で、それは都庁の中の行政改革を担当しているところがこの制度をつくっているので、さっき先生もおっしゃいましたけれども、方法とか資料の内容などは時々変わってきて、そういう意味でいうと主体性がなくて大変恐縮なのですけれども、この表を私たちが項目を変えるということはできず、都庁全体で決められた様式に従って評価することなので、昨年度と今年と都全体の制度が変わったということです。

○高田委員 一次評価者は所管部長ですよね。

○堀越部長 はい。

○高田委員 前は、大きな項目ごとに点数配分がされていて、その評価内容というところで、例えば施設・設備の保守点検について、恐らく二次評価でいうところの評価内容に近いものだったと思うのですが、コメントがありました。

一次評価について、細かい評価に関する方針が改正されましたよね。所管部長が一次評価をするとなっていますが、この「評価理由」の右側に書いてあることというのは数値な

どで、それは実績であり、現場の報告だと思います。評価が多少入っている部分もありますが、現場の報告や数値をどう考えたかという評価は、もう一段階別にあつた方が良いのではないかと思うのです。

これだと、そのまま現場の報告を「評価理由」にしたと見えてしまうので、所管部長が今回どのようにそれぞれの項目について考えているのかということが分からない。従前、一次評価を踏まえて私たちも評価していた部分がある。

昨年までは所管局による一次評価ということで、5枚ぐらいありましたかね。配点も書いてありましたが、それぞれの大きな項目について1行ずつぐらい評価があつたので、そういうものがあるべきなのかなと思っています。方針が変わつたということであればそういうことなのかもしれないですが、一応意見として言わせていただきます。

○川那子課長 はい。

○小平委員長 よろしいでしょうか。

ほかにはよろしいでしょうか。

ないようでしたら、進行をさせていただければと思います。ありがとうございました。

それでは「6 審議」に入りたいと思います。

これは評価委員による二次評価について審議を行うものでございます。

事務局から評価委員による二次評価の案について説明をお願いできればと思います。

よろしく申し上げます。

○川那子課長 事務局の案が資料4でございます。

まず「二次評価」につきましてはBとしてございます。

「管理状況」でございますが、コンプライアンス委員会を設置しコンプライアンスの取組を推進してございます。

来客者の転倒防止策としてスロープのカーペットに「スロープ注意」の表示を施すなど、事故を防ぐための安全確保に努めております。

3点目ですが、台風等により交通機関への影響が予想される場合の臨時休館対応について検討を行うなど、利用者の安全確保に取り組んでおります。

次に「事業効果」でございます。

展示室及び図書資料室の利用者数の合計は9,927人と平成30年度に比べて103.6%となりました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年3月3日から3月31日まで臨時休館としましたが、相談の受付方法の検討を行い、一般相談は電話・メール・手紙、法律相談は電話、対面しない方法で受け付けることで相談事業を継続させました。

展示室では、学校や自治体等からの依頼に応じて展示物の解説等を行う人権学習会を、これは延べでございますが合計164団体と、平成30年度126団体を大きく上回る数の団体に対して実施し、人権尊重の理念を広めました。

各事業においては、参加者の要望に応じて、手話通訳や点字レジュメの作成等を手配し

ておりますが、新たにヒアリンググループを購入しセミナールームで実施する講座等の際はヒアリンググループ席を設けることで、情報保障をさらに充実させました。

英語、中国語に加え、新たに韓国語のプラザリーフレットを作成するなど、多言語体対応を強化させました。

東京2020大会を控え「人権連続講座2020～オリンピック・パラリンピックに向けて～」として、オリンピック・パラリンピックと社会との関わりやそのレガシー等について人権の視点から考える全6回の人権連続講座など、スポーツと人権に係る様々な講座を企画、実施いたしました。

都民講座やメッセージ展等において、テーマに関連する施策を担当している都各局と連携し、相互にチラシやリーフレットの配布を行いました。

以上でございます。

○小平委員長 ありがとうございます。

ただいまの二次評価案につきまして、事務局から説明がございましたが、この内容につきまして御質問、御意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○石黒委員 何点かあるのですけれども、まず最初に「コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの取組を推進している」という表記がございますが、先ほど高田委員のほうからも個人情報の保護の関係は昨年度もいろいろと御意見が出ており、人権を取扱う施設としては非常に重要なところだと思うのですけれども、このコンプライアンスの取組を推進しているというのは具体的にどういうことをされていらっしゃるのでしょうか。

○川那子課長 ありがとうございます。

一次評価の中では、資料3の中の2ページです。「管理状況」の「法令等の遵守」がコンプライアンス全般についての記載でございます。

個人情報保護の取組につきましては方針を定めて対応しているほか、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に対応して、個人番号の取扱事務担当者を選任し情報保護に必要な措置を講じております。

また、マニュアル、先ほど後から資料をお送りすると御下命いただきましたが、作成し周知するとともに、研修を実施して個人情報保護の適正な管理に努めております。

個人情報の漏えいの事故はございませんでした。

「各種法令等の遵守」のところは、これもちょっと御説明いたしました。コンプライアンス委員会を設置している以外に、労働関係や契約関係等の各種法令を確認しながら遵守した上で適切な事業実施に取り組んでおります。

ビル共用部利用時のルールや資源ごみの分別等を周知するなど、職員のコンプライアンス意識向上に努めております。

○石黒委員 今、そこに書いてあるのはもちろん見ているのですけれども、「コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの取組を推進している」という表記が二次評価

として出ていくわけですよ。例えばコンプライアンス委員会を設置して、そこでいろいろ議論をして、こういう改善をしていこうということがあって改善をしたということがあればそれを書いたほうがいいのではないかとということを申し上げているのですけれども、そういうのはないのでしょうか。

そもそも、このコンプライアンス委員会というのはいつ設置されたのでしょうか。

○川那子課長 3月31日です。年度ぎりぎりで設置しています。

○石黒委員 そうだとすると、設置したこと自身に意義がある、というようになってしまおうと思うのですけれども。

○小平委員長 どうぞ。

○菱山委員 細かい内容まで書くのが大変ということであるとか、もう一つは今年の3月31日に設置したのですでしたか。

○川那子課長 はい。令和2年3月31日です。

○菱山委員 これは「取組を推進している」という表現ではなくて、推進し、より強化するためにコンプライアンス委員会を設置した、という表現に変えられたらどうですか。そういうものまでやってきちんと頑張っています、という表現にしたほうが、いいのでは。細かい一つ一つの内容も本当はあったほうがいいのですが、ページの都合もあると思いますので。

○高田委員 評価できるのは設置したことだけだと思います。今後期待するというのはありますけれども、この要綱ができたのも今年の3月31日ですよ。構成員は誰なのか、外部委員もいるということですが、人数は何人なのかというのがこの要綱だけでは分からない状況で、なおかつコンプライアンスの委員会がいつ行われて、どういうことを扱って、定期的にやるのか、あるいはどうするのかということもこの要綱だけでは分からないので、それは毎回ご報告いただいて、その取組を推進しているかどうかということをご評価するのだと思います。

○川那子課長 ありがとうございます。

○高田委員 今後は委員ですとか、あとは活動状況ですね。それを御報告いただく必要があるのではないかなと思います。

ですので、今、先生が仰ったように、推進するために委員会を設置したということが評価内容だと思います。

○小平委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○石黒委員 先ほど一次評価のところでも質問させていただいたことと関連するのですが、「事業効果」のポツの2つ目のところについては、新型コロナに伴う休館中も、相談対応できるところはきちんと続けたということは、評価できるところではないかと思います。

○小平委員長 ほかにいかがでしょう。

どうぞ。

○菱山委員 ちょっと戻って悪いのですが、先ほどの一次評価の8ページ目で、最後の評価がBというところです。これは私の感想ですが、プラザをあのいい場所につくり、いろいろ見るもの、手で触れるもの、読むもの、聞くもの、考えるものなど、なかなかいいものができたと大変評価しています。来館者が増えるというのは当然のことと分かります。

ところが、なぜBなのだろうかと。ほとんどがなぜ1点なのだろうかとちょっと寂しく思うわけです。管理・運営がなぜAにならないのだろう、総合評価的に考えてもなぜBにとどまってしまうのか。

配点ではなくて付加点ということですよ。付加点というかバイアスをかけるというやつですよ。その辺がちょっと分かりにくかったこともあるのですが、これで行くとほとんどが1点でなおかつバイアスをかけていたとしても全部1点ですから、これはまた水準を上回るという点数のやりようがないみたいなどころもあるのでしょうか、いずれにしても2点というのがほとんどない。

結局のところ合計点としてはBで、私はなぜAにならないのかなと。これは感想ですから、別に構わないのですが、残念な気がしてはいます。

○川那子課長 ありがとうございます。

先ほど、きちんと御説明申し上げませんでした。指針が改定になりまして、この様式も変わっているのですが、一番変わったところはこの評価のアルファベットが、昨年度まではS、Aプラス、A、Bだったのです。ですので、点数としては昨年度またそれ以前と変わらない標準の中ではあるのですが、昨年度まではその場合、評価がAでございました。今年度から標準のものがBとなってしまいましたので、そうした点で昨年度までと評価の内容や、やっていることそのものが特段、人権プラザの指定管理者としての仕事ぶりに劣っていることはないのですが、言葉だけが今年度からAからBになってしまう。それも都庁全体の方針の中でアルファベットの表記を改めたということでございます。

○菱山委員 AとBの違いというのは、どの辺りが主要な点になるのでしょうか。もしそういうふうに制度が変わったとして、変わった今の状態の中でAとBの差というのはどれぐらいの差があるのかなと。点数の差というのは分かりますけれども、何かイメージ的につかみにくいと思う。だから、私としてはAでないのかと。

○川那子課長 ありがとうございます。

○小平委員長 今回の事務局からの説明を補足しますけれども、アルファベットの表記だから分かりづらいのですが、普通に日本語で言うと水準どおりなのですね。都が期待している水準どおりの業務が実施できましたというのがB評価という評語になっているのです。

ですから、大学の成績評価で昔、優、良、可とありましたけれども、良という評価なのですね。優ではないのだけれども、良というこちらが期待しているとおりの水準には達しているというような評価と同じだと理解していただければと思います。Bというと何か水準が劣っているような受け止め方になってしまうというので多分、菱山委員は疑問に思わ

れているのだと思います。

○菱山委員 だから、Bが標準だとすると、私がちょっと引っかかっているのは、逆にAというのは何なのだろうか。

○金子委員 指定管理で水準を上回る評価を取るのは至難の業です。なぜならば、指定管理はもう10年以上制度的にもずっと続けていますけれども、だんだん改良されてもう改良の余地がほぼない状態ですので、革新的なことをしない限り水準を上回るとか、昔のS評価を取るというのは物すごく苦勞をされている団体でないとはぼ無理な状態になっています。

ですから、水準どおりの評価、期待どおりの効果が出ていますということは非常にいい評価なのですね。ただ、Bという言葉が違和感を覚えるのだと思います。

○菱山委員 そうなると、Sなんてあり得ない世界。

○金子委員 でも、Sを取っている団体さんも実際にはあります。

○菱山委員 すごいな。

○金子委員 私が知っているのは民間の団体さんなのですが、もうビジネスモデルとして磨きに磨いて、外の場所においても十分勝負ができる水準です。利用者の高い満足度を獲得して、指定管理事業であっても、そこで十分に利益を稼いでいらっしゃる団体さんでないと、S評価というのはなかなかつかない。

だから、役所の補助金をもらって運営されている監理団体さんなどだと、水準を超えるものをやろうとすると、それだけの資本の蓄積がないので難しいのです。

○菱山委員 難しいですね。前から言っているように、人権という課題の場合は独自で稼げるような品物というのは、実を言いますとないですよ。だから、それを単純にそのところで独自事業でやるといっても、なかなか難しいところもあるなという気はするわけですね。

しかし、その中でもそれなりの補助がある以上は、それなりの努力、効率性を持ってよりよきものをつくってSを目指してもらいたいという気はします。

Aというのはそういうことだったので、よく分かりました。

○小平委員長 ほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○石黒委員 先ほど、金子委員のほうからもお話がありましたように、新型コロナのこれから、ウィズコロナ、アフターコロナについては、拠点型の施設という在り方が転換を迎えていると思います。今回の評価は元年度の実績ではありますが、2年度の展示室の利用者数というのも恐らく学校や自治体もこの場所になかなか来られず減少が推測されます。その辺も見据えて今後の展開を考えていかなければいけないのかなと思います。そうした中で、この8ページにある「都の実施策への協力」の中で、一番下に書いてあるのですが、けれども、電話ボックス型の人権相談について都と調整を行ったというのがあって、実施は来年度なのでしょうけれども、その内容について少しご説明いただければと思います。

○川那子課長　こちらは都庁として検討しているものでございまして、プラザで言いますと、プラザまでいच्छゃれない、または御自宅から何かしら連絡がやりにくい方のために、遠隔地の場所に電話ボックスの大きいような形で施設を設けて、そこでテレビ会議システム、要は、バーチャルの対面で相談が受けられるスタイルのものを都の事業として検討しております。

その相談する機関の一つとして人権プラザの人権相談も対象になっておりまして、調整してきている経過がございますので、それについて記載をしております。

○石黒委員　では来年度、何か所設置するというのはあるのですか。

○川那子課長　今のところは2か所です。多摩地区エリアに2か所設置の計画でございます。

○石黒委員　これはもともとは遠隔地に住んでいる方向けに考えられ始めたのでしょうかけれども、これからアフターコロナ、ウィズコロナという中ではこういうものを徐々に広げていくことも一つの事業展開の上で有効なのではないかなと思います。こういう調整を図ったということも指定管理者としてやったことですから、そういうことを評価してもいいのかなと思います。

○川那子課長　ありがとうございます。

○小平委員長　時間もそろそろなくなってきましたので、ほかに意見はございますでしょうか。

では、よろしいですか。取りまとめのほうに移行させていただければと思いますが、まず評価委員による二次評価についてお諮りをしたいと思います。

所管局による一次評価では、冒頭に事務局から説明がありましたとおり、総合評価B評価となっております。

これまで審議していただきました事項を踏まえすと、評価委員会による二次評価といたしましては、御意見はございましたが、最終的には管理運営が良好であった施設ということで、一次評価案どおりBといたしたいと思っております。

これはいかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○小平委員長　よろしいですか。ありがとうございます。

あと案文のほうなのですが、幾つか指摘がございまして、1つ目は「管理状況」のところのコンプライアンスの書きぶりですね。設置しただけで取組を推進しているのではなくて、推進するために設置したと案文の修正が必要ということと、2つ目は石黒委員から、事業効果の新型コロナウイルスのところでもう少し件数等を表記されたほうが良いという御指摘がございました。

こうした御意見を踏まえまして、細かい文言、記載の表現につきましては委員長の私に差し支えなければ御一任いただきまして、事務局と調整をさせていただいた上で二次評価ということでさせていただきたいと思っておりますが、いかがでございましてでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○小平委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

これにより、本委員会による二次評価が決定いたしました。この評価結果を、委員長を通じ、東京都人権プラザの所管局長でございます総務局長のほうに報告させていただければと思います。

委員の皆様の御協力により、円滑に議事進行を行うことができました。活発な議論に御協力いただきましてありがとうございます。

本日、御指摘賜りました御意見につきましては、調整の上、必要に応じて対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

どうぞ。

○菱山委員 この資料4で訂正されるのはお任せしますが、ただ、確認という意味でメールで流しておいていただいて、何かのときにちゃんと私たちも確認していますよと言えるようにだけしておいていただければ。

すみません、途中で言いました。

○小平委員長 言葉足らずで申し訳ございません。

○菱山委員 よろしく願いいたします。

○小平委員長 委員の皆様に送付させていただきます。よろしく願いします。失礼いたしました。

本日の議事は全て終了ということでございますので、事務局のほうに進行を返したいと思っております。

よろしく願いいたします。

○川那子課長 委員の皆様、ありがとうございました。

本日の評価結果につきましては、委員長から総務局長に御報告いただいた後、所管局による総合評価を実施いたします。

総合評価の結果につきましては、都議会第3回定例会に報告するとともに、公表を予定しております。公表時期は9月中旬となる見込みです。詳細が決まり次第、改めて委員の皆様には御案内をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、令和2年度東京都人権プラザの指定管理者評価委員会を終了いたします。

本日はありがとうございました。

午前11時54分閉会